

藤井寺市景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市景観条例（平成25年藤井寺市条例第8号）第37条第7項の規定に基づき、藤井寺市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(記録の作成)

第5条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

(1) 会議開催の日時及び場所

(2) 出席した委員及び臨時委員の氏名

(3) 調査審議の内容及び結果

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月4日から施行する。